



JAL契約制客室乗務員雇止め裁判

日航の退職強要に損害賠償命令 雇用の継続は認めず



報告集会で判決内容を報告する「JAL雇止めCAを空に
もどす会」木谷事務局長。左は内田CCU委員長。

日本航空の契約制客室乗務員が3年目の契約を更新されず、雇い止めされたことは不当として東京地裁に訴えている裁判は10月31日、会社が行ったパワハラ・嫌がらせは違法行為と認め、日航と上司に20万円の損害賠償を命ずる判決が出されました。雇止めは無効とする訴えは棄却しました。

「よほどのことがない限り3年で正社員」はどこへ

原告は2008年5月に契約制客室乗務員として日本航空に入社。しかし、入社6ヶ月以降に行われる業務習熟度チェック(P1チェック)での低評価や、マネージャーからの“指導”と称した嫌がらせなどを受けたあげく、10年4月30日に3年目の契約更新を拒否され、同年7月26日、東京地裁に提訴しました。1994年に契約制客室乗務員制度が多くの労働者の反対の中で強行導入されましたが、当時の亀井運輸大臣は「よほどのことがない限り3年で正社員になる」と答弁しました。

考課の改ざんまで認めた裁判長

裁判では、原告にパワハラを行った元マネージャーA氏への尋問で、A氏が客室責任者の評価を修正液で改ざんし、低く評価し直した事実が明らかにされA氏も修正の事実を認めました。しかし裁判長は、その改ざんの事実を認めつつも会社主張に沿って、会社の評価は概ね適正に評価できるとして、原告の職場復帰を認めませんでした。A氏が「私と次長・部長が当日に裏議できた」との証言が偽証であることも明らかになりましたが、判決はそのことに触れませんでした。

引き続き大きな闘いを

裁判後行われた報告集会には148名の仲間が駆けつけました。契約社員の雇い止めは、全国で多くの裁判が今行われています。船尾弁護士は、「本裁判では、判決前に裁判長がCCUの監視ファイル裁判で勝訴を書いた裁判長から急きょ交代になり、交代した古久保裁判長は今回、会社の言い分をほとんどそのまま採用している」と批判しました。

参加した同じ有期雇用の雇い止めで闘っている争議団の仲間からも、今の有期雇用者の解雇、雇止め裁判では「金は出すが雇用は認めない、という不当判決が続いている」との報告もありました。

記者会見を終えた原告からは、「これまで多くの人から元気をもらい闘い続けてこられました。残念な内容もあります。これからることは、支援する会の皆様と弁護士先生と話し合って決めていきたい」と元気なあいさつがありました。最後にCCU内田委員長は、明日の団体交渉で、「パワハラはなかった」という会社にどういう責任をとるのか厳しく追及していくとの決意表明がありました。

契約制客室乗務員の不当な雇止め。この雇止めは経営破綻後の第一次希望退職(特別早期退職)の募集とほぼ同時期に強行されました。不当解雇撤回裁判に先立ち地裁に提訴。現在148名のJAL不当解雇撤回争議団とともに、現職復帰を目指して闘っています。判決後CCUは、争議の自主決に向けトップ交渉を申し入れています。不当解雇撤回闘争とともに、ご支援をお願いします。